

年末年始に家族の集まるタイミングで 相続について考えよう

資料作成：コンテンツクリエイター 松金 千鶴子

目次

- 1. はじめに 1
- 2. 相続対策を先延ばしにすることの危険性 1
- 3. 年末年始に家族で話し合うべきこと 2
- 4. 家族で話し合うためのヒント 6
- 5. まとめ 8

年末年始に家族の集まるタイミングで 相続について考えよう

■ 1. はじめに

親や兄弟姉妹と集まることが多い年末年始。普段話しづらい話題でも家族全員で顔を合わすからこそ話せたり、考えを確認できたりということがあるかと思えます。また、次の年を迎えるにあたり、自然と将来について考えてしまうものです。親が高齢の場合には、介護や財産管理、相続など、あらかじめ検討しておかなければならないこともありますし、「あれ、なんか親の様子がおかしいかも…?」と気づくのも年末年始のタイミングだったりします。

家族が集まる年末年始だからこそ、相続について改めて考える好機とも言えます。ぜひこの時期に、家族が将来どうしていくのがより良いか、対策も含めて相続について考えてみませんか。

■ 2. 相続対策を先延ばしにすることの危険性

年齢が高い人同士で遺産が受け渡される“老老相続”が増えていることはご存じでしょうか。内閣府の資料によれば、遺産を相続する人のうち、60歳（還暦）以上の割合が半数を超えていたことがわかりました。2022年時点相続人のうち80歳代は27.0%、49歳以下は20.6%でしたが、高齢化の進展により、今後も“老老相続”の傾向が進むとみられています（出典：令和6年度経済財政白書より）。

しかし60歳に入ってから相続を考えると遅すぎてしまうことも多く、親も高齢になる40代に入ったら、「相続のことを考え始めたほうがいい」と言われています。相続対策を先延ばしにしているとどのようなことが起こるのか。2.では、相続対策を先延ばしにすることで発生するさまざまな問題、リスクについてご説明します。

（1）親の判断能力が低下すると、相続対策に制限が生じる

高齢になるにつれ、誰しも判断能力が低下しがちとなり、適切な判断や意思表示が思うようにできなくなります。認知症など判断能力を欠く（意思能力がない）状態になると、遺言書を作成するなど有効な法律行為ができなくなり、生前中の相続対策に制限が生じます。相続対策ができないために、相続税の負

担が想定以上に大きくなる可能性があるだけでなく、遺産分割の話し合いがスムーズにおこなわれず、相続人同士でトラブルになる可能性もあります。

(2) 認知症になると自分で資産を動かせなくなり、“相続税”対策ができなくなる

認知症など判断能力を欠く状態になった場合、自分で資産を動かせなくなります。これはいわゆる“資産凍結”というのですが、預金や株式・投資信託、不動産の売買など、さまざまな取引が制限されることとなります。

例えば、“相続税”対策に、「生前贈与」「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人）の利用」「賃貸住宅経営などの土地活用」などがあります。被相続人（このケースでは、親）の資産を減らす効果があり、節税につながるのですが、認知症になってしまうと、このような対策をとることができなくなってしまいます。

(3) いざ相続が発生してからは対策不可

相続対策は、「相続税」だけではなく、“争続”にならないように「相続争い」を防ぐ対策をとることも重要です。いずれも被相続人（このケースでは、親）が中心となって、生前中に対策をおこなったほうが良いこととなります。亡くなってからでは相続税の対策をおこなうことができません。また、被相続人が「遺言書」を作成しないと、法定相続分以外で遺産を分割したい場合には、相続人全員で遺産分割協議をおこなう必要があり、仲が良いと思っていた兄弟姉妹でも争うリスクが出てきます。

(4) “争続”になると、遺産分割の遅延が起こる

相続人が多い、もともと不仲、「遺産分割に納得がいかない」などの理由から相続人間で話がまとまらない場合には、家庭裁判所の遺産分割の調停または審判の手続きを利用することができます。実際に調停になってしまうと1~2年の期間を要し、「遺産分割の遅延が起こる」という問題点があります。なお、調停は独力で進めることができますが不利になってしまうケースもあり、「有利に進めたい」と弁護士に依頼した場合には依頼費用等がかかる点も見逃せません。

■ 3. 年末年始に家族で話し合うべきこと

2. ご理解いただけたかと思いますが、相続対策は、親の判断能力を前提にしたものがほとんどです。ですから、親が元気なうちに、相続にあたって必要となる情報を家族で話し合っておくことをお勧めします。

(1) 財産に関すること

被相続人が所有している財産すべてを洗い出します。現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか、貸付金、特許権、著作権など金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものです。

「預貯金」については取引のある金融機関すべての残高を把握しておきまし

よう。「不動産」がある場合には評価額を調べておく必要があります。「有価証券」についても、取引のある証券会社すべての残高を把握しておきます。

「借金」については、のちのち発覚すると借金を背負わないといけないリスクがあることから、必ず把握しておかなければならない事柄です。取引のある借入先すべての借入残高を把握します。

財産の評価は、定められた方法に従い、財産ごとにおこなう必要があります。預貯金、上場株式、上場されていない会社の株式、家屋、土地、宅地、借地権、貸宅地など、財産の種類によって評価法が異なっていることを念頭に置いておきましょう。

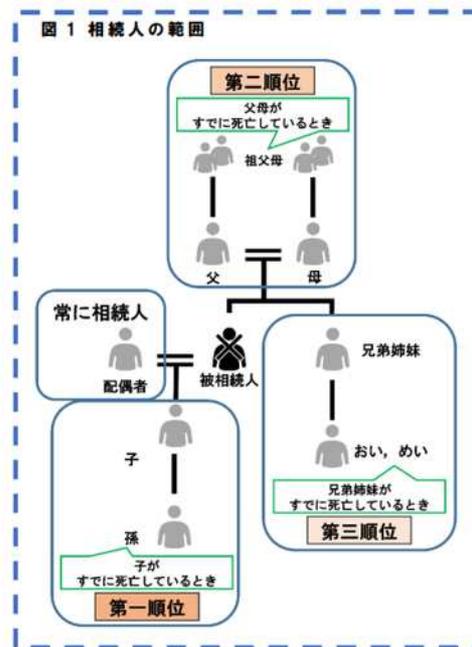
(2) 相続人に関すること

遺産分割協議をおこなうには、相続人を確定しておく必要があるため、相続人全員の名前と続柄を確認しておきましょう。確実に相続人を確定するには、被相続人の出生または10歳程度から死亡までの連続した「戸籍謄本」が必要です(家督相続、分家、転籍、分籍、婚姻、法令などによる改製等によって新たな戸籍がつくられるため)。

戸籍謄本を確認すると、家族も知らなかった前婚での子どもなどが出てくるケースもあります。なお、相続人が一人でも欠けていると、遺産分割協議は無効となるため、相続人の確定においては家族間の話し合いだけでなく、戸籍謄本の確認もされたほうがより安心です。

すべての相続人を確定できたら、各相続人が相続についてどのように考えているか、希望しているかを話し合うと良いでしょう。相続人の中に障害を持つ方がいる場合には「相続税の障害者控除」が適用でき、未成年者が相続人となった場合には「特別代理人」が必要となることもあるため、特別な事情がある場合も家族間で共有しておきましょう。

【基本的な相続人の範囲】



(3) 遺言書について

遺言書を作成するかどうか、作成するならどのような方法で作るのか、も話し合っておきたいところです。

遺言書の種類としては、「①自筆証書遺言」「②公正証書遺言」「③秘密証書遺言」の3つがあります。

① 自筆証書遺言	遺言者が、紙に自ら遺言の内容の全文を手書きし、かつ、日付および氏名を書いて、署名の下に押印することにより作成する。自筆証書遺言のメリットとしては、費用がかからず、いつでも作成できる点。デメリットとしては、内容が複雑な場合など法律的に見て不備となるリスクがあり、のちに争いの元となったり、無効となるケースも。
② 公正証書遺言	公証人という法律の専門家が関与のもと作成するため、方式の不備で遺言が無効となるリスクはなく、安全確実な遺言方法。公正証書遺言のメリットとしては、 <u>病気などで手書きができなくなった場合でも、公証人に依頼すれば遺言ができる</u> 。公正証書遺言は、相談そのものは無料だが、作成においては政令で定められた手数料が必要。
③ 秘密証書遺言	遺言の内容を秘密にし、公証役場でその存在を証明してもらう遺言方法。①と②に比べると利用件数は少なく、現状、あまり用いられていない。

なお、遺言書がない場合、いずれかの対応となります。

- ・法定相続分どおりに遺産を分割する場合 → 「遺産分割協議書」は不要
- ・法定相続分以外で分割する場合 → 相続人全員で遺産分割協議をおこなう

法律上、法定相続と遺言の関係は「遺言のほうを優先する」となっているため、法定相続分以外で遺産分割をしたい（被相続人の思いと気配りをもって財産を分けたい）と考えているようであれば、必ず遺言を作成しておくことをお勧めします。

（４）その他

遺言に代わる資産承継の方法の一つに、「家族信託」という制度もあります。財産管理の一つの手法となり、保有する預貯金・不動産などの資産を信頼できる“家族”に託し、その管理・処分をまかせる仕組みです。

似たような制度に、認知症など判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護などをおこなう「成年後見制度」もありますが、家族が成年後見人に選ばれるケースは限定的です。成年後見制度以外の選択肢としてあるのが、この家族信託になります。こういった制度を利用するかどうか話し合ってみると良いでしょう。

「相続税」は、原則として、財産を相続したすべての人（法定相続人、遺言により定められた受遺者や特別寄与者など）が支払うことになっています。各相続人等がそれぞれ納付書を作成して支払うことになるため、相続した財産が多ければ当然のことながら支払う税金も多くなります。ただし、課税対象となる相続財産の額が、基礎控除によって0になれば相続税の負担はありません。

遺産に係る基礎控除額＝3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）

法定相続人1人の場合、課税対象となる相続財産の額が3600万円以下であれば無税ということになります。

相続税の申告をする必要が出てきたら、相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に申告と納付をします。

相続税の申告は、相続の開始があったことを知った日の翌日から“10か月以内”とタイトな期限であることから、慌てないためにも、相続手続きの流れについてあらかじめ確認しておくで安心です。

【相続手続きの流れ】

- ① 死亡届の提出
- ② 公的年金・健康保険の手続き
- ③ 死亡保険金の請求手続き（※生命保険に加入している場合）
- ④ 公共料金等の引き落とし口座の変更または解約
- ⑤ 相続人の確定・戸籍謄本等の取得（※事前におこなっていたら不要）
- ⑥ 遺言書の有無の確認
- ⑦ 相続財産の調査・把握（※あらかじめやっておくと楽）
- ⑧ 相続放棄・限定承認・単純承認の選択（※3か月以内におこなう）
- ⑨ 被相続人の所得税の申告・納付（※4か月以内におこなう）
- ⑩ 遺産分割協議の実施（※遺言書がない場合）
- ⑪ 分割協議の際の特別代理人等の選任（※相続人が未成年者の場合）

- ⑫ 遺産分割協議書の作成（※遺言書がない場合）
- ⑬ 財産の相続手続き
- ⑭ 相続税申告書の作成
- ⑮ 相続税の申告・納付（※10 か月以内におこなう）

■ 4. 家族で話し合うためのヒント

3. で相続について話し合うべき内容をご説明しました。早めに親と話し合ったほうが良いと分かっているものの、子どもから言い出しづらく、伝え方によっては相手を怒らせてしまったり、陰悪なムードになってしまったりすることもあるので注意が必要です。4. では、家族で話し合うためのヒントをご説明いたします。

（1）話し合う際の注意点

・話し合いの目的を明確にする

話し合いの効果としては、情報や考えを共有したり、良い対策を考えられたりといったことがあります。なぜ、相続について家族で話し合ったほうが良いか？それは、意見の相違をなくし、トラブルのない相続をしていくこと（相続対策の必要性）、相続税対策をする必要があるならその対策を考えることにあります。親と話す際には、この点を意識して話すようにしましょう。

・穏やかな雰囲気話し合う

態度や話し方が感情的になってしまうと、相手と良い関係を育んだり、良いアイデアを生み出していこうとはなりづらいもの。“人の心を動かす”には“穏やかに話す”のが重要なポイントです。年末年始はアットホームな雰囲気で話すには最適なタイミングではありますが、気を付けたいのがお酒の入った状態で話さないこと。アルコールの影響で感情的になりやすいからです。また、相続に関係のない人（親戚等、法定相続人ではない人）がいるところでは話さないようにしましょう。

・それぞれの意見に耳を傾ける

相続についての話し合いは、意見の相違をなくしていくことが一つの目的でもあるため、被相続人である親、相続人である子ども全員それぞれの意見に耳を傾けていくことが大切です。自分の意見・考えはもちろんありますが、親を怒らせてしまつては元も子もないため、親の意向を尊重しながら相手の立場に立って共感し積極的に聞く（傾聴する）ようにしましょう。

・専門家のアドバイスを受ける

中立な立場で専門家のアドバイスを受けるのも一考です。代表的な相続の専門家は、弁護士、税理士、司法書士、行政書士がいます。それぞれができること、できないことがあるため、どういった内容で相談したいかが明確に

なってから、必要であれば専門家に依頼するようにしましょう。専門家が同席することで、法律や税務に関する正確な情報の提供を受けられ、話し合いをスムーズに進められます。

(2) 話し合いのきっかけ作り

・一家の歴史を振り返る

相続をどうしていくか、(対策が必要であれば) 対策をどうしていくか、にあたり一家の歴史を振り返るのはとても大切なことです。被相続人である親にとって、預貯金、不動産など財産にまつわる歴史、感情、思いなどが存在するため、これらをよくふまえる必要があります。単に金銭的に財産を受け継ぐというのではなく、一家の歴史、感情、思いなども受け継ぐという姿勢で、親と昔の思い出話をされてみてはいかがでしょうか。

・将来の家族のあり方を考える

社会的な価値観の変化とともに、親子や家族のあり方も変化しています。親と同居しない子どもや、結婚しない子ども、結婚しても子を持たない子ども、独り住まいの高齢者なども増加しており、家族の中でもさまざまなケースが存在していることと思います。そういった中で、将来的に家族としてどうしていきたいか、親子にとってベターなあり方はどういったものなのか、話し合ってみましょう。

また、自分の子ども(孫)が中学や高校、大学など進学をするにあたって教育費用がかかることもあります。「子どもを私立に受験させたいと思っている」「塾に行かせたいと思っている」「海外留学を検討している」など相談してみるのも良いでしょう。

教育資金の一括贈与については子・孫ひとりにつき1,500万円(※)まで非課税となる制度があります(～2026年3月31日まで、30歳未満の者に対して)。

※学校等以外の者に支払われるものについては500万円が限度

・親心、子心を探る

親の希望や不安を聞くことも、相続の話のきっかけになります。具体的には、「体のどこかが悪くなった場合、どのようなケアをしてほしいか」「認知症になってしまった場合、どんな心配・不安があるか」「介護施設への入居を希望するか。希望するとしたらどんな介護施設が良いか」「実家が空き家になってしまった場合どうしたほうが良いか」「(遠方にある場合など)墓の管理をどうするか」など、お金以外の話をきっかけに相続の話につながられます。

また、子どもとして自分がどう生活していきたいかも大切なポイントです。現在は仕事の関係で別居していても、将来的に同居する可能性があるのか、親の介護問題が発生した時に在宅介護をおこなうのか、介護施設に入居

してもらうのかなど、自分自身もその点を考えてみることをお勧めします。

不動産を親から子に相続するケースにおいて、同居・別居で相続税が異なっており、「同居している」と相続税が優遇される制度があります（小規模宅地等の特例）。

（3）具体的な質問例

・「各相続人が将来どのように生活していきたいか」

障害を持つ方、シングルマザーやシングルファーザー、配偶者・子どもが病気など、各相続人が抱えるケースはさまざまです。各相続人がどのように生活していきたいか、意見や考えを確認しましょう。

・「万が一のことがあった場合、誰が家族を支えるか」

高齢になってくると、健康に対する不安を抱える高齢の方も少なくありません。“認知症”になってしまった、“重篤な病気”になってしまった、配偶者のどちらかが亡くなってしまった場合など、万が一のケースが起きたら、誰が主体的に家族を支えていくのか。その点についても話をされておくといいでしょう。

・「財産をどのように分けたいと思っているか」

財産を法定相続どおりに分けるのか、被相続人との関係や各相続人の状況等を考慮して異なる割合で分配したいと思っているのか、そのあたりを明確にしておきたいところです。また、財産が主に不動産しかない場合、預貯金のように簡単に分割できないため、その場合はどうするのか、検討しておく必要もあります。

・「相続手続きを誰が担当するか」

3.（4）でご説明したとおり、相続手続きは相続の開始があったことを知った日の翌日から“10か月以内”とタイトな期限となっています。やらなければいけないタスクが多数あるため、主体的に誰が手続きをおこなっていくのか、話し合っておきましょう。

■ 5. まとめ

相続の話は“親の死”と直結しているため、子どものほうからは話しづらい、親に話して険悪になったらどうしようと考えがちです。相続対策の必要性や重要性を感じている親御さんでも「自分はまだ元気だから…」と相続の話を先送りにしやすい傾向があります。

ですが、認知症や、何らかの病気で寝たきり、突然亡くなってしまったりすることが残念ながらあるため、できる限り早い段階で相続に必要な情報を確認・把握しておいたほうがベターです。本文でもご説明したとおり、認知症になってしまうと、遺言書の作成、生前贈与、生命保険の加入、不動産の売却、財産の運用など、有効な法律行為ができなくなってしまう。

「聞いておけば良かった」「話し合っておけば良かった」と後で悔やまないように、年末年始という貴重な機会を活用しながら、相続の話をしてみませんか。なお、本文の「3. 年末年始に家族で話し合うべきこと」でご紹介した内容は、一挙に確認することはできないと思われまますので、タイミングを見ながら少しずつでも話し合っておかれることをお勧めします。

【著者プロフィール】松金 千鶴子（まつかね ちづこ）



コンテンツクリエイター。20年以上にわたり「社会保険」と「労務」の分野で活動。社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー（FP）、NLP（神経言語プログラミング）マスタープラクティショナーの資格を保有し、これらの専門知識とライティング能力を活かして、企業の成長と発展を支援するコンテンツを提供しています。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
